

コロナウイルス感染症に関する健康相談

平日 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

健康増進課 TEL 0296-77-9145

※三密をさけて、手洗い・うがい・咳エチケットの徹底をお願いいたします。

市立病院の診察について

市立病院では慢性疾患を有する定期受診者に対し電話による診察を行っています。電話診察を希望される場合は、事前に電話でお問い合わせください。

問 笠間市立病院 TEL 0296-77-0034

国保加入者へ傷病手当金を支給

新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対し、傷病手当金の支給を行います。

問 保険年金課（内線 139）

減免制度

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入等が減少した被保険者等に対し減免を行います。

①介護保険の第一号被保険者で65歳以上の方

②国保税の被保険者

問 ①：高齢福祉課（内線 170） ②：保険年金課（内線 139）

公共料金等の相談窓口を設置（実施中）

市税や水道料金等、公共料金の納付に関する相談窓口を設置し、新型コロナウイルス感染症の影響により支払いが困難な方については、市税の徴収猶予および公共料金の支払猶予などの対応を行います。

※徴収猶予、支払猶予とは本税や料金が減額免除されるものではありません。

時間 午前9時～午後5時（土日、祝日を除く）

場所 友部公民館 1階 創作室

対象 個人市県民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、水道料金、下水道使用料、農業集落排水施設使用料

必要書類 コロナウイルスの影響により離職や収入減がわかるもの（給料明細等）

問 収税課（内線 117） 保険年金課（内線 139） 水道課（内線 71231）

市税などの納付は市役所窓口以外でも可能です

市税等の納付について、市役所の窓口以外に次の方法でも納付ができます。窓口への密集をさけるため積極的なご利用、ご協力をお願いします。

- ・金融機関での納付
- ・コンビニエンスストアでの納付
- ・スマートフォンを活用しての納付（PayPay、LINE Pay）

問 会計課（内線 102） 収税課（内線 121）



PayPay



LINE Pay